

介護職員等特定処遇改善加算に基づく取り組み

令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定していること
- ・ 職場環境等要件に関し、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上の取組を行っていること
- ・ 取組についてホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること
 - 「福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得状況」
 - 「賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容」

NPO法人たんぽぽは、令和元年10月より以下の事業所において介護職員等特定処遇改善加算を取得しております。

■取得事業所

加算対象事業所	処遇改善加算	特定加算
多機能型事業所たんぽぽスマイル	Ⅰ	Ⅰ
短期入所事業所たんぽぽスマイル	Ⅰ	Ⅰ

■賃金以外の具体的取り組みについて

◇資質の向上

- ・ 働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む。）

◇労働環境・処遇の改善

- ・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
- ・ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
- ・ 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室、分煙スペース等の整備

◇その他

- ・ 非正規職員から正規職員への転換